



山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (8)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び会計局長」を「、観光推進監及び会計局長」に改める。

第13条第1項中「総合支庁の医療監及び次長」を「西村山地域振興局長、北村山地域振興局長、西置賜地域振興局長及び総合支庁の医療監」に改め、同条第3項中「総合療育訓練センター、」を「こども医療療育センター、」に、「総合療育訓練センター庄内支所」を「こども医療療育センター庄内支所」に改める。

第14条第1項中「主務部長」を「主務部長(西村山地域振興局長が掌理する事務にあつては西村山地域振興局長、北村山地域振興局長が掌理する事務にあつては北村山地域振興局長)」に改め、同条第2項中「、医療監が」を「、西置賜地域振興局長が掌理する事務にあつては西置賜地域振興局長が、医療監が」に、「医療監及び」を「西置賜地域振興局長、医療監及び」に改め、「又は事務所長」を削る。

第15条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「次長」を「西村山地域振興局長、北村山地域振興局長、西置賜地域振興局長」に改め、「又は事務所長」を削り、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、西村山地域振興局長が掌理する事務(西村山建設総務課、西村山道路計画課及び西村山河川砂防課に係るものに限る。)にあつては村山総合支庁建設部次長(西村山担当)が、北村山地域振興局長が掌理する事務(北村山建設総務課、北村山道路計画課及び北村山河川砂防課に係るものに限る。)にあつては村山総合支庁建設部次長(北村山担当)が、西置賜地域振興局長が掌理する事務(西置賜建設総務課、西置賜道路計画課及び西置賜河川砂防課に係るものに限る。)にあつては置賜総合支庁建設部次長(西置賜担当)がその事務を代決する。

第16条第1項中「、課内室の室長及び事務所長」を「及び課内室の室長」に改める。

別表第1人事・サービスの項第1項中「部長に」を「部長(西村山地域振興局長、北村山地域振興局長及び西置賜地域振興局長を含む。以下「総合支庁長等」という。)に」に改め、「、地域振興監」及び「、事務所長」を削り、同表人事・サービスの項第2項、第6項、第8項から第13項まで、第15項及び第16項中「総合支庁長及び部長」を「総合支庁長等」に改め、同表行政処分の項第1項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同表の備考中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同備考第6項の表中

「

総合支庁産業経済部産業経済企画課長

」を「

総合支庁産業経済部地域産業経済課長

」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考中

第5項を第6項とし、同備考第4項の表を次のように改める。

左欄	右欄
納税課西村山税務室、西村山総務課、生活福祉課、西村山農業技術普及課、西村山農村整備課、西村山建設総務課、西村山道路計画課、西村山河川砂防課	西村山地域振興局長
納税課北村山税務室、北村山総務課、北村山農業技術普及課、北村山農村整備課、北村山建設総務課、北村山道路計画課、北村山河川砂防課	北村山地域振興局長
税務課西置賜税務室、西置賜総務課、西置賜農業技術普及課、西置賜農村整備課、西置賜建設総務課、西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課	西置賜地域振興局長
保健企画課、生活衛生課、地域保健予防課（置賜総合支庁の各課に限る。）	総合支庁保健福祉環境部医療監

別表第1の備考中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる課及び課内室に係る総合支庁長専決事項の欄に掲げる事務のうち財務の項第1項第1号に掲げるもの（設計金額が3億円以内のものに限る。）については、それぞれ同表の右欄に掲げる者がその権限を行使する。

左欄	右欄
納税課西村山税務室、西村山総務課、生活福祉課、西村山農業技術普及課、西村山農村整備課、西村山建設総務課、西村山道路計画課、西村山河川砂防課	西村山地域振興局長
納税課北村山税務室、北村山総務課、北村山農業技術普及課、北村山農村整備課、北村山建設総務課、北村山道路計画課、北村山河川砂防課	北村山地域振興局長

別表第2総務部の項学事文書課の項中

私立学校審議会に関すること。	1 私立学校審議会の定める運営細目の承認に関すること。		
----------------	-----------------------------	--	--

を

私立学校審議会に関すること。	1 私立学校審議会の定める運営細目の承認に関すること。		
宗教法人法に関すること。		1 第12条第1項の規定による規則の認証に関すること。	
		2 第33条の規定による合併の認証に関すること。	

に改め、同表環境エネルギー部の項中

			3 第44条第1項の規定による任意解散の認証に関すること。
			4 第80条第1項の規定による認証の取消しに関すること。

循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。		1 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可（最終処分場及び焼却施設に係るものに限る。）に関すること。	
----------	-------------------------	--	--	--

を

環境企画課	地球温暖化対策の推進に関する法律に関すること。		1 第23条第1項の規定による地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関すること。	
	山形県水資源保全条例に関すること。		1 第9条の規定による水資源保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。	
循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。		1 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可（最終処分場及び焼却施設に係るものに限る。）に関すること。	

に改め、同部の項みど

り自然課の項自然公園法に関すること。の項部長専決事項の欄中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第20条第5項の規定による特別地域内における行為の許可に係る協議に関すること。

4 第21条第5項の規定による特別保護地域内における行為の許可に係る協議に関すること。

別表第2農林水産部の項農政企画課の項農業倉庫業法に関すること（別に定めるものを除く。）。の項を削り、同部の項県産米ブランド推進課の項中

主要農作物種子法に関する こと。		1 第4条第5 項の規定による 審査の基準 及び方法の決 定に関するこ と。	
---------------------	--	---	--

を

主要農作物種子法に関する こと。		1 第4条第5 項の規定による 審査の基準 及び方法の決 定に関するこ と。	
---------------------	--	---	--

主要食糧の需給 及び価格の安定 に関する法律に 関すること。		1 第52条第1 項の規定による 報告の徴収 及び立入検査 に関するこ と。	
---	--	---	--

に改め、同表会計局の項会計課の項中

米穀等の取引等 に係る情報の記 録及び産地情報 の伝達に関する 法律に関するこ と。		1 第10条第1 項の規定による 報告の徴収 及び立入検査 に関するこ と。	
---	--	---	--

1 第125条第
6項の規定に
よる競争入札
参加資格者名
簿への登載に
関すること
(建設工事、
設計、測量、
調査、コンサル
タント及び
工事材料に係
る競争入札に
参加しようと
する者を除
く。)

を

1 第125条第
5項の規定に
よる競争入札
参加資格者名
簿への登載に
関すること
(建設工事、
設計、測量、
調査、コンサル
タント及び
工事材料に係
る競争入札に
参加しようと
する者を除
く。)

に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

		6 第20条にお いて準用する 第12条第1項 の規定による 移転の許可に 関すること。	6 第28条第2 項の規定によ る通報の受理 に関するこ と。
--	--	---	---

を

		6 第20条において準用する第12条第1項の規定による移転の許可に関すること。	6 第28条第2項の規定による通報の受理に関すること。
過疎地域自立促進特別措置法に関すること。	1 第6条第4項（第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。		
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に関すること。	1 第3条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。	1 第7条の規定による助言等に関すること。	

に改め、同課の項宗教法人法に関する

こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項及び第4項を削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とし、第7項を削り、第8項を第4項とし、第9項を第5項とし、同課の項不当景品類及び不当表示防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第9条第1項」を「第29条第1

項」に改め、同課の項中

特定非営利活動促進法に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限り、事務所が山形市、上山市、村山市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。

を

特定非営利活動促進法に関すること（事務所が山形市、上山市、村山市、南陽市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。

に改め、同部の項総務課、西村山総務課、北村

山総務課及び西置賜総務課の項中

			2 第30条の40の規定による本人確認情報の訂正等の申出の受理に関すること。
--	--	--	--

を

			2 第30条の40の規定による本人確認情報の訂正等の申出の受理に関すること。
--	--	--	--

過疎地域自立促進特別措置法に関すること（西村山総務課及び北村山総務課に限る。）。	1 第6条第4項（第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。		
--	--	--	--

に改め、同部の項地域振興課の項を削

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に関すること（西村山総務課及び北村山総務課に限る。）。	1 第3条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。	1 第7条の規定による助言等に関すること。	
---	--	-----------------------	--

り、同表保健福祉環境部の項福祉課の項中

高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	
--------------------------	--	---------------------------------------	--

を

高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	
--------------------------	--	---------------------------------------	--

生活困窮者自立支援法に関する こと。		1 第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。	1 第15条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。
			2 第16条第1項の規定による資料の提供等の要求に関すること。

に改め、同部の項環境課の項鳥獣の保

護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「に関する」を「(所管区域を超える区域における捕獲等（鳥獣の管理の目的とする捕獲等を除く。）に係るものを除く。）に関する」に改め、同課の項鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「に関する」を「(所管区域を超える区域における捕獲等（鳥獣の管理の目的とする捕獲等を除く。）に係るものを除く。）に関する」に改め、同課の項鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「に関する」を「(所管区域を超える区域における捕獲等（鳥獣の管理の目的とする捕獲等を除く。）に係るものを除く。）に関する」に改め、同課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第7項中「及び第5項」及び「及び協議」を削り、同課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「及び第5項」及び「及び協議」を削り、同部の項保健企画課の項覚せい剤取締法に関すること（病院及び診療所並びに薬局に係るものに限る。）。の項を次のように改める。

覚せい剤取締法 に関すること。		1 第30条の2第4号の規定による覚せい剤原料取扱者の指定に関すること。	
		2 第30条の4の規定による業務の廃止等の届出の受理に関すること（覚せい剤原料取扱者に係るものに限る。）。	
		3 第30条の5において準用する第10条第1項の規定による指定証の返納の受理に関すること（覚せい剤原料取扱者に係るものに限る。）。	

	4 第30条の5 において準用 する第11条の 規定による指 定証の再交付 及び発見され た旧指定証の 受理に関する こと（覚せい 剤原料取扱者 に係るものに 限る。）。	
	5 第30条の5 において準用 する第12条第 2項及び第4 項の規定によ る覚せい剤原 料取扱者の氏 名等の変更の 届出の受理及 び指定証の訂 正に関するこ と。	
	6 第30条の12 第1項第2号 の規定による 覚せい剤原料 の保管場所の 届出の受理に 関すること。	
	7 第30条の13 の規定による 覚せい剤原料 の廃棄の届出 の受理及び立 会に関するこ と（覚せい剤 原料取扱者、 薬局開設者及 び病院又は診 療所の管理者 に係るものに 限る。）。	

	8 第30条の15 第1項から第3項までの規定による報告の受理及び覚せい剤原料の処分に係る立会等に関する事（覚せい剤原料取扱者、薬局開設者及び病院又は診療所の管理者に係るものに限る。）。	
	9 第31条の規定による報告の徴収に関する事（覚せい剤原料取扱者、薬局開設者及び病院又は診療所の管理者に係るものに限る。）。	
	10 第32条の規定による立入検査等に関する事（覚せい剤原料取扱者、薬局開設者及び病院又は診療所の管理者に係るものに限る。）。	

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健予防課の項中

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事（育成医療に係るものに限る。）。	1 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関する事。	1 第11条第3項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関する事。	を
---	-----------------------------	---	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること（育成医療に係るものに限る。）。	1 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関すること。			1 第26条の規定による医療受給者証の再交付に関すること。

に改め、同部の項地域保健福祉課の項

中

高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	
--------------------------	--	---------------------------------------	--

を

高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	
生活困窮者自立支援法に関すること。		1 第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。	1 第15条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。
			2 第16条第1項の規定による資料の提供等の要求に関すること。

に改め、同課の項中

健康増進法に関すること（最上総合支庁に限る。）。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	
--------------------------	--	-----------------------------	--

を

健康増進法に関すること（最上総合支庁に限る。）。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関すること（最上総合支庁に限る。）。			1 第26条の規定による医療受給者証の再交付に関すること。

に改め、同部の項中

山形県青少年健全育成条例に関すること。			1 第25条第1項及び第2項の規定による立入調査等に関すること。
---------------------	--	--	----------------------------------

を

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関すること（最上総合支庁を除く。）。			1 第26条の規定による医療受給者証の再交付に関すること。
山形県青少年健全育成条例に関すること。			1 第25条第1項及び第2項の規定による立入調査等に関すること。
生活福祉課	生活困窮者自立支援法に関すること。		1 第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。
			2 第16条第1項の規定による資料の提供等の要求に関すること。

に改め、同表産業経済

部の項中 産業経済企画課 を 地域産業経済課 に改め、同部の項産業経済企画課の項計量法に関すること（庄内総合支庁に

限る。）。の項及び山形県中小企業近代化資金貸付規則に関すること。の項を削り、同部の項農業振興課の項農業倉庫業法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。の項を次のように改める。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。	1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第46条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法（以下この項において「旧法」という。）第6条（旧法第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による農業倉庫業の認可に関すること。
	2 旧法第13条（旧法第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の変更の認可に関すること。
	3 旧法第15条（旧法第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による穀物等の受託等の命令に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業倉庫業法施行規則に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。の項を次のように改める。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成28年農林水産省令第6号）第1条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。			1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第1条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則（以下この項において「旧省令」という。）第13条の規定による所在地等の変更の届出の受理に関すること。
			2 旧省令第14条の規定による休止等の届出の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項山形県農業倉庫業法施行細則に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。の項を次のように改める。

山形県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則（平成28年3月県規則第14号）による廃止前の山形県農業倉庫業法施行細則に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。）。			1 山形県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の山形県農業倉庫業法施行細則第3条の規定による重要事項の届出の受理に関すること。
---	--	--	--

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第11条の26」を「第11条の45」に改め、同課の項農業協同組合法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第11項中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第10項中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄第9項中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改め、同項を同欄第10項とし、同欄第8項中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同項を同欄第9項とし、同欄中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同欄第5項中「第11条の32第1項及び第3項」を「第11条の51第1項、第3項及び第4項」に、「承認」を「承認及び届出の受理」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄4項中「第11条の29第1項及び第3項」を「第11条の48第1項、第3項及び第4項」に、「承認」を「承認及び届出の受理」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第3項中「第11条の23第1項及び第3項」を「第11条の42第1項、第3項及び第4項」に、「承認」を「承認及び届出の受理」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項中「第11条の7第1項」を、「第11条の17第1項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第11条の25第1項において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第304条の規定による事業報告書の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

13 第73条の10（第80条において準用する場合を含む。）の規定による組織変更（別に定めるものを除く。）の届出の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第8項中「第97条の2第1号」を「第97条第1号」に改め、同項を同欄第9項とし、同欄第7項中「第97条の2」を「第97条」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第6項中「第73条の12」を「第73条の10（第80条において準用する場合を含む。）」に、「組織変更」を「組織変更（農事組合法人に係るものに限る。）」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第3項中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項中「第64条第4項後段」を「第64条第4項及び第5項後段」に改め、同項の次に次の1項を加える。

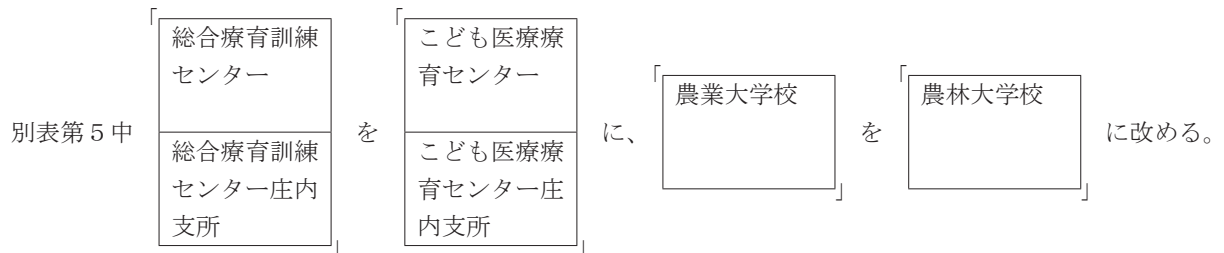
3 第64条の3第3項（第73条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合等を継続した旨の届出の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項家畜取引法に関すること。の項、養鶏振興法に関すること。の項、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。の項及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。の項を削り、同課の項食品表示法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「こと」を「こと（食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成27年内閣府・農林水産省令第2号）第1条第1項に定める表示事項及び同条第2項に定める遵守事項に係るものを除く。）」に改め、同課の項食品表示法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「及び立入検査」を「、物件の提出の要求、立入検査及び質問」に改め、同部の項農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、同表の備考第1項の表を次のように改める。

左欄	右欄
納税課西村山税務室、西村山総務課、生活福祉課、西村山農業技術普及課、西村山農村整備課、西村山建設総務課、西村山道路計画課、西村山河川砂防課	西村山地域振興局長
納税課北村山税務室、北村山総務課、北村山農業技術普及課、北村山農村整備課、北村山建設総務課、北村山道路計画課、北村山河川砂防課	北村山地域振興局長

税務課西置賜税務室、西置賜総務課、西置賜農業技術普及課、西置賜農村整備課、西置賜建設総務課、西置賜道路計画課、西置賜河川砂防課	西置賜地域振興局長
保健企画課（民生委員法に関すること。の項、社会福祉法に関すること。の項、戦傷病者特別援護法に関すること。の項及び戦傷病者特別援護法施行規則に関すること。の項に係る事務を除く。）、検査課、生活衛生課、地域保健予防課、地域保健福祉課（児童福祉法に関すること。の項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項、栄養士法に関すること。の項、栄養士法施行令に関すること。の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項及び健康増進法に関すること。の項に係る事務に限る。）、地域健康福祉課（栄養士法に関すること。の項、栄養士法施行令に関すること。の項及び健康増進法に関すること。の項に係る事務に限る。）、子ども家庭支援課（児童福祉法に関すること。の項、母体保護法に関すること。の項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること（育成医療に係るものに限る。）。の項に係る事務に限る。）	総合支庁保健福祉環境部医療監

別表第4第1号中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同表第2号中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同号の表中「農業大学校長」を「農林大学校長」に改める。



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成28年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成28年4月1日発行 発行人 山形県